

文化の家特定天井等改修工事

改修工事の目的

平成25年の建築基準法改正により、高さが6m、かつ、水平投影面積が200㎡を越える吊り天井が「特定天井」と制定され、地震時に天井が崩落することのないように安全対策を講じる必要があるため。

改修工事に伴う文化の家施設休館予定期間

令和7年1月から令和8年3月まで（15か月）※全館休館

※実施設計業務の過程、工事の進捗状況等によって変更が生じる場合があります。

令和5年度業務

文化の家特定天井改修工事等実施設計

契約者 （有）香山建築研究所

契約額 32,890,000円

契約期間 令和6年2月29日

令和6年度から7年度工事予定

文化の家特定天井改修工事等

※特定天井：森・風のホール客席、東西ギャラリー・アトリウム

※特定天井以外：森のホール音響反射板、森・風のホールホワイエ天井、昇降機、舞台監視カメラ、舞台ホール照明、空調設備関連制御機器改修等。

施設予約

令和6年1月から1年前の新規ホール予約、令和6年7月から半年前の新規アトリビング予約抽選会は一旦休止。抽選会再開は令和7年4月予定（開館1年前）